

静岡県西部の美しい森林を守る

VOL.23

エコロジーは皆が考え、皆が実行しなければならない地球に優しい考え方です。公益社団法人浜松東法人在が発行する本広報誌では、静岡県西部農林事務所様のご協力の下、その活動と市民の参加実績などを紹介していきます。

静岡県西部農林事務所は、県西部の農林業の振興と農山村づくりを進める県の行政機関です。

■静岡県西部農林事務所 森林整備課
浜松市中区中央1丁目12番1号
TEL.053-458-7234

■天竜農林局 森林整備課
浜松市天竜区二俣町鹿島559番地
TEL.053-926-2314

「新たな森林管理システム」で 森林の整備と資源の活用を促進

森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)

政府は、森林による温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することを平成29年12月22日に閣議決定しました。森林環境税(仮称)は、国が個人に対して年額1,000円を平成36年度から課税するものです。また、森林環境譲与税(仮称)は、国が森林環境税(仮称)を財源として、市町村及び都道府県に森林整備等に充てる経費を譲与するもので、平成31年度から始まります。

背景

日本の森林面積は国土の3分の2にあたる2500万haにものぼり、森林資源は先進国トップクラスの質と量を保有しています。静岡県においても、森林資源が充実し間伐材を中心に木材が生産され、平成22年には25万m³だった生産量が平成29年には46万m³まで回復し、森林整備と資源の活用が同時に進行しています。

しかし、森林所有者の多くは所有する森林の規模が零細であることから、積極的に林業経営に踏み出せない状況にあり、豊かな資源を十分に活用しているとは言えません。一方、林業経営を行う事業体では経営規模を拡大する意欲があるものの、そのフィールドとなる森林の確保が課題となっています。

林野庁では、この両者のマッチングを図り、森林整備と森林資源の活用を促進するための検討がなされてきました。

新たな森林管理の仕組みと進め方

その結果、林野庁は森林管理の仕組みを森林経営管理法案として取りまとめ、今年3月に国会に提出しました。この法案の概要は、次のとおりです。

- ①森林所有者に適切な森林経営を促すため、経営管理の責務を明確化する。
 - ②森林所有者自らが経営管理を実行できない場合は、市町村が経営管理を受注し、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③自然条件に照らして林業経営に適さないなどの理由で再委託できない森林においては、市町村が経営管理を行う。その財源として、森林環境譲与税(仮称)を充てる。
 - ④所有者が不明の森林は、一定の手続きにより市町村に森林を経営管理する権利を設定する仕組みを作る。
- 以上により、一層の森林整備や、資源の活用が進められます。

森林環境譲与税(仮称)を財源とする事業の用途

市町村が実施する森林環境譲与税(仮称)を財源とする事業は、市町村が管理を受託した森林の整備のほか、その境界確定、林内路網整備、人材育成・担い手確保、木材利用促進等とされています。現在、国、都道府県、市町村では、平成31年4月からの事業実施に向け準備を進めています。

